

◎新潟県告示第1466号

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成16年法律第31号）第37条の規定により、直江津港における重要国際埠頭施設の水域において設定する制限区域を、次のとおり指定した。

平成24年12月14日

直江津港港湾管理者 新 潟 県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

1 指定年月日

平成24年10月1日

2 指定する区域

直江津港

東ふ頭2号岸壁から前面泊地に向かって60メートルの範囲の水域

東ふ頭3号岸壁から前面泊地に向かって60メートルの範囲の水域